

令和5年度住民税非課税世帯に対する給付金について

6月28日(水)時点の情報です。

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（令和5年度住民税非課税世帯）に対して、1世帯あたり3万円を支給します。

令和5年6月1日時点でつくば市に住民登録があり、かつ、世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税である世帯の世帯主。（生活保護受給世帯も含まれます。） ⇒ **6月28日に確認書を送付いたしました。**

内容を御確認の上、給付対象世帯となる場合は、期限までに御返送ください。

給付対象世帯

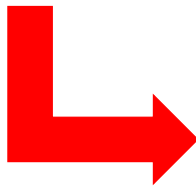
住民税非課税世帯

令和5年6月1日時点でつくば市に住民登録があり、かつ、世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税である世帯(生活保護受給世帯も含まれます)。

※世帯の中に住民税が課税となる所得があるのにも関わらず、未申告の方がいる場合は対象外

※租税条約に基づき、課税を免除された方を含む世帯は対象外となります。

※1 住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は対象外（一人暮らしの学生や2023年に大学等を卒業され、就職された方等は特に御注意ください。）



※1(例) 【息子Aの世帯】とは別の世帯の【父B（非課税）と母C（非課税）の2人世帯】			
	BCともに Aに扶養されている	BまたはCのいずれかが Aに扶養されている	BCともに Aに扶養されていない
Aが住民税課税	支給対象外	支給対象	支給対象
Aが住民税非課税	支給対象	支給対象	支給対象

配偶者やその他の親族等からの暴力を理由に避難している方(DV等避難者)

配偶者やその他の親族などからの暴力を理由に避難している方(DV等避難者)で、住民票を移すことができない場合でも、配偶者や親族と生計を別にし、収入が非課税世帯相当額である方は、今お住まいの市区町村にお問い合わせください。

申請方法

①令和5年1月1日時点でつくば市に世帯全員の住民登録があり、住民税の情報がある世帯

市から届いた確認書の内容を十分に確認し、**給付対象世帯に該当する場合のみ**、返信用封筒にて返送してください。

②令和5年1月2日以降の転入者があり、つくば市に住民税の情報がない方を含む世帯

市のホームページに申請書が掲載されていますので、必要事項を記載し、提出してください。
また、希望者には申請書を郵送しますのでお問合せください。

給付額 1世帯当たり3万円

申請期間 令和5年9月30日まで（郵送の場合は当日消印有効）

給付金の支給日について

- ・受理した確認書・申請書は、順次審査を行い、支給又は不支給の決定をいたします。
- ・給付金の振込みは、申請受付の3週間～1か月程度かかりますが、申請状況により前後することがあります。
- ・記載内容や添付書類に不備があると、支給できない場合があります。申請前に不備がないか確認してください。
- ・世帯主以外の口座には振り込みできません。

具体的な支給日につきましては、支給が決定次第、各世帯宛てに発送される「支給決定通知書」にて御確認をお願いいたします。

- ・記載内容や添付書類に不備があると、給付が出来ない場合がございますので、ご注意ください。
- ・世帯主以外の口座には振り込みができません。

❗ 給付金を装った詐欺にご注意ください

市町村や都道府県・国等から、「現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること」「受給にあたり、手数料の振込を
求めること」「メールを送り、URLを開いて申請手続きを求めること」はありません。
その他、不審な電話や郵便物にはご注意ください。

問合せ先

つくば市福祉部社会福祉課（〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1）

電話番号：029-883-1366

受付時間：9：00～16：30（土、日、祝日を除く）

市ホームページで情報を
随時更新しております。

